

市内のバス減便（ルート削減・便数削減）に至る宝塚市とバス事業者及び地域・利用住民との協議について

都市安全部 道路政策課

◎市内のバス減便に至った経緯

加速化する少子高齢化や、運転士不足による運行経費の高騰等の社会情勢の影響を受け、交通事業者の約7割が赤字で、路線バスを取り巻く環境は非常に厳しくなっている。

阪急バス株式会社では、運行収入が大幅に減少する中、人件費の抑制等による運行経費の見直しを行っているが、現状を踏まえ、京阪神の各路線で利用状況に応じた路線ルートや運行時間の見直しを適宜行っている。

宝塚市内路線については、令和4年4月に路線改編が実施された。この改正はコロナ禍前の利用状況に応じた改正となっており、減便に伴い利用者が乗り切れないなどの積み残しが発生しないように調整されている。

(参考)

～近隣他市町の状況～

- 令和2年 西宮市域で大幅変更（減便・路線改正）
- 令和3年 川西・能勢地域で大幅変更（減便・路線改正）
- 令和4年 宝塚市域で大幅変更（減便・路線改正）

◎バス減便に係るバス事業者との協議・経緯等

- ・ 令和4年4月から実施された市南部路線バスの路線改正に係るバス事業者との協議や経緯は以下のとおり。

令和4年2月24日	阪急バスより宝塚市南部の路線改正について概要説明があった
令和4年3月9日	阪急バスが運輸局に路線改正に係る事務手続きを実施
令和4年4月12日	阪急バスより南部路線改正の実施日及び告示日の報告を受けたことをもって、同日付けで市長報告及び議会への報告を実施
令和4年4月14日	運輸局による路線改正に係る手続き完了
令和4年4月20日	阪急バスより市に対して告示資料の共有がされた
令和4年4月21日	各バス停への告示及び、阪急バスHPによる周知を順次開始
令和4年4月30日	路線改正実施

◎市民への周知方法

- ・ 市南部路線バスの路線改正については、事業者の周知時期とあわせ、広報たからづか5月号及び市ホームページにより周知を図った。